

平成24年6月22日
中小企業庁取引課

官公需法に基づく
「中小企業者に関する国等の契約の方針」に、
外注が必要な元請事業者等に対する周知
を新たに盛り込みました。

元請事業者等へのお願い

外注事業をお持ちの方へのお願いです。

外注事業を実施される際は、

- 地域の中小企業の地域精通度などを
評価して活用しましょう！
- 外注先の適正な人件費の確保などを
心がけましょう！
- 書面により作業内容・期間、人件費などの
明確化を図りましょう！

平成24年6月22日
中小企業庁取引課

官公需法に基づく
「中小企業者に関する国等の契約の方針」では、
ダンピング防止の推進を規定しています。

ダンピングの防止について

- コストを無視した著しい低価格による受注は、品質の低下、人件費の支払い不能など、発注者においても、受注者においても不利益をもたらすことがあります。
- 適正なコストの積み上げによる価格で入札を行っていただきますようお願いいたします。